

平成30年10月25日

国家戦略特区ワーキング・グループ(第1回) 文部科学省ヒアリング資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント



※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」（主査：丹羽文部科学副大臣）として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
- 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。
- ➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が**効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化（別紙）し、教育関係者の理解を深めていく。**

2. 制度の整備等

1) 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

- ➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、**指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正**

2) 不登校児童生徒に対する遠隔教育

- ➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための**留意事項**を学校関係者に周知を図り、**全国における制度の活用を一層促進。**

3) 遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

- ➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、**免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。**

3. 全国的な普及に向けた取組

- 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた**「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、**全国のエducational委員会における活用を促進。
- **優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究**（「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」）を推進。
- **新たに開催する「遠隔教育フォーラム」（年度内に複数箇所）や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。**その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、**新規事業**を31年度概算要求に計上。

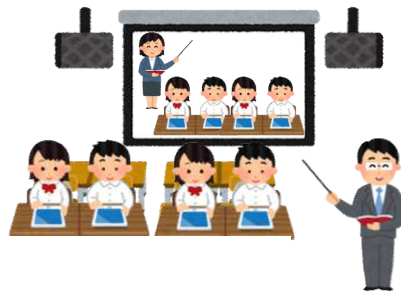
遠隔授業の類型（イメージ）

（別紙）

合同授業型

- 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

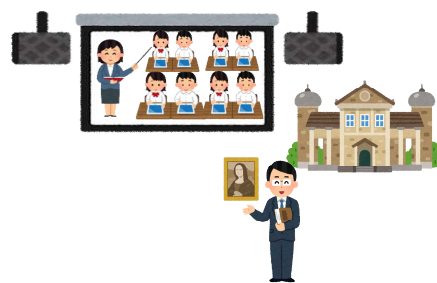
教師 + 児童生徒



教師支援型

- 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

ALTや専門家等

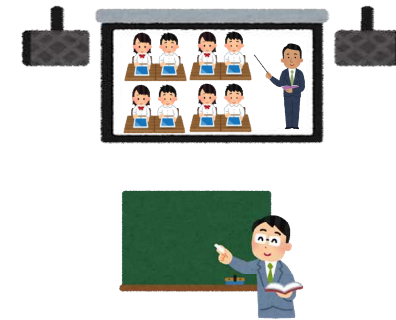


教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

- 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

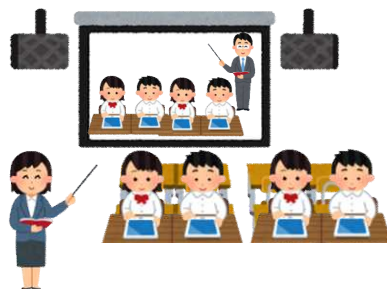
当該教科の免許状を保有する教師



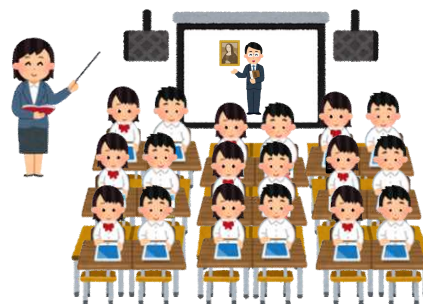
同時双方向

同時双方向

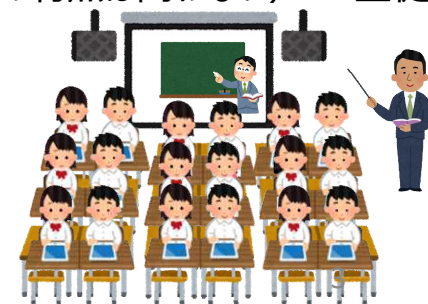
教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない）+ 生徒



外国語教育における遠隔教育の事例

課題

- ALTの配置が十分ではない地域など、英語が堪能な人材の配置が十分ではない地域では、ネイティブ・スピーカーの英語に触れる機会が不十分
- いつも同じ児童生徒同士で授業を行うことでコミュニケーションが形骸化。多様な相手に、本当に伝えたい内容を話したり聞いたりする機会が必要

遠隔システム
の導入

期待される効果

- ネイティブ・スピーカーを活用した英語の授業を拡大し、**児童生徒がネイティブの英語に触れる機会を充実**
- 異なる地域に住む人や初対面の人など多様な人々と英語で表現し伝え合ったりすることで、**相手の反応を確かめながらコミュニケーションを取るなど、実践的な英語力を育成**



ALTが配置されている学校

小規模校

など



ALTが配置されていない学校

小規模校

など



ネイティブ・スピーカー
を活用した授業

多様なコミュニケーションの
機会の確保



小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

◆留意事項

- 配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

**病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、
学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた**

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

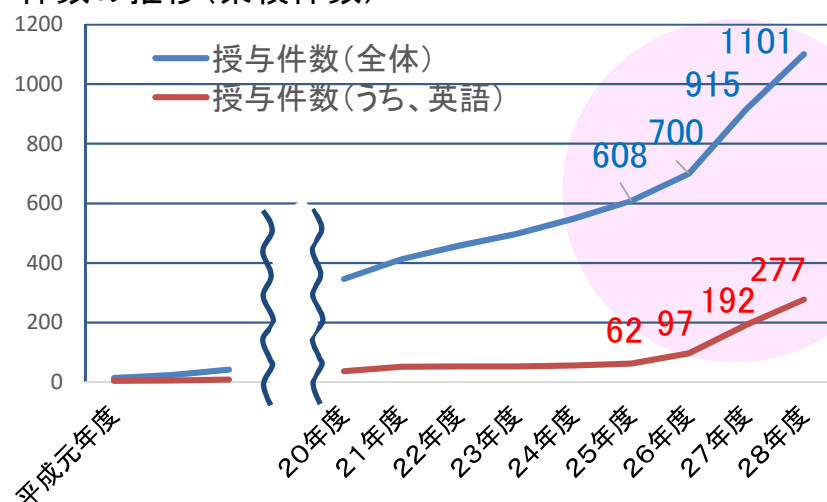
※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

特別免許状

○ 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状（免許状は10年間有効。更新可。）

○ 外国語の特別免許状授与者の主な経歴：ALT、英語講師、通訳、インターナショナルスクール講師

○ 件数の推移（累積件数）



平成26年度以降、件数が急増

※授与手続

1. 任用しようとする者（都道府県・政令指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

※特別免許状の授与を一層促進するため、平成26年に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定、教育委員会へ通知

※平成28年度の授与件数：186件（うち、英語85件）

平成元年度～28年度延べ1,101件（うち、英語277件）

特別非常勤講師

○ 教員免許状を有しない地域の人材や多様な専門分野の社会人を、任命・雇用しようとする者の届出により非常勤講師として登用し、教科の領域の一部を担当させることができる制度

○ 平成28年度の届出件数：**20,771件（うち、外国語3,281件）**

○ 外国語を担当する特別非常勤講師の主な経歴：英語講師、ネイティブスピーカー